

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年（2025年）6月26日

収支等命令者

佐賀県県土整備部建築住宅課長 中野 工

## 1 競争入札に付する事項

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託            |
| (2) 業務内容  | 別添「令和7年度空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間  | 契約締結日から令和8年(2026年)3月13日（金）まで             |
| (4) 履行場所  | 佐賀県内                                     |

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 過去5年間（令和2年4月1日から当該業務の公募開始日まで）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、同種業務を完了した実績を有していること。  
※同種業務とは、広告物の作成を指す。
- (2) 佐賀県内に本店、支店を有する企業であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加資格確認申請書等について

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和7年7月3日（木）16時までに下記の担当課に持参又は郵送（3日（木）16時までに担当課へ必着）してください。

郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法としてください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（関係資料）

ア 同種業務の履行実績調書（業務内容がわかる書類及び事実を証する書類を添付してください。）

- ・ 履行実績については、過去5年間の実績から代表的なものを1件以上記入してください。

- ・ 事実を証する書類とは、①契約書等の写し、②業務完了を証明する書類又は発注者の証明のいずれかとします。

イ 営業概要書

（担当課）

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当（電話 0952-25-7165）

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月8日（火）までに通知します。

### 5 問い合わせ先等

（1）公告に関する質問期限

令和7年7月2日（水）17時までにメールで送付すること。

（2）質問に対する回答期限

令和7年7月4日（金）17時までに佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 問い合わせ先

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅計画担当  
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
電話 (0952) 25-7165 FAX (0952) 25-7316  
E-mail [kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp)

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時並びに場所提出場所

ア 日時 令和7年7月11日（金）15時00分  
イ 場所 佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館11階 113号会議室  
ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(2) 委任状について

代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印をして下さい。

(3) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金等

①入札保証金

- ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- (ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)
  - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
  - (ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額
  - (エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
  - (オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
  - (カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

- (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (イ) 国、地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## ②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体（第 115 条において「国、地方公共団体等」という。）との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

- ③ 前金払 無
- ④ 中間前金払 無
- ⑤ 部分払 無

## (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

## (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

## (4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

#### (5) 入札の辞退

ア 入札参加資格者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

イ 入札参加資格者は、入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を5(3)あてへ郵送してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

#### (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 予定価格以下の価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項により、直ちに再度入札を行います。また、入札は第1回目を含め3回を限度とし、3回目の入札においても落札者がいない場合は、同令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行います。

#### (7) 問合せ先

佐賀県県土整備部建築住宅課住宅計画担当（電話 0952-25-7165）